条約

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年八月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第七号

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定

日本国政府及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府の委任に基づき日本国政府と租税に関する情報の交換のための協定を交渉し、締結する権限を有するジャージー政府は、

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　一般的定義

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b)　「ジャージー」とは、地理的意味で用いる場合には、ジャージー代官管轄区（同代官管轄区の周辺の領海を含む。）をいう。

(c)　「締約者」とは、文脈により、日本国又はジャージーをいう。

(d)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii)　ジャージーについては、財務財源大臣又は権限を与えられたその代理者

(e)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g)　「株式公開法人」とは、その主たる種類の株式が公認の有価証券市場に上場されている法人をいう。ただし、その上場された株式が一般に容易に購入され、又は販売される場合に限る。株式は、その購入又は販売が限られた投資家の集団に黙示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、又は販売されるものとする。

(h)　「主たる種類の株式」とは、法人の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(i)　「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i)　日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

(ii)　チャネル諸島証券取引所

(iii)　両締約者の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するもの

(j)　「集団投資基金又は集団投資計画」とは、あらゆる集団投資の媒体（法的な形態のいかんを問わない。）をいう。「公開集団投資基金又は公開集団投資計画」とは、その持分証券、株式その他の持分が一般に容易に購入され、販売され、又は償還される集団投資基金又は集団投資計画をいう。集団投資基金又は集団投資計画の持分証券、株式その他の持分は、その購入、販売又は償還が限られた投資家の集団に黙示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、販売され、又は償還されるものとする。

(k)　「要請者」とは、情報の提供を要請する締約者をいう。

(l)　「被要請者」とは、情報の提供を要請された締約者をいう。

(m)　「情報収集のための措置」とは、一方の締約者が要請された情報を入手し、かつ、提供することを可能にするための法令及び行政上又は司法上の手続をいう。

(n)　「情報」とは、事実、記述又は記録（形態のいかんを問わない。）をいう。

2　締約者によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、当該締約者の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該締約者において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該締約者の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第二章　情報の交換

第二条　目的及び適用範囲

両締約者の権限のある当局は、この協定の実施又は第四条に規定する租税に関する両締約者の法令の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。そのような情報には、同条に規定する租税の決定、賦課及び徴収、租税債権の回収及び執行並びに租税事案の捜査及び訴追に関連する情報を含む。情報は、この協定に従って交換するものとし、かつ、第八条に規定するところにより秘密として取り扱う。この協定に基づいて被要請者が情報を入手し、及び提供するに際しては、被要請者の法令又は行政上の慣行によって当該情報を有する者に対して保障されている手続上の権利及び保護は、これらの権利及び保護が実効的な情報の交換を不当に妨げ、又は遅延させる場合を除くほか、引き続き適用される。

第三条　管轄

被要請者は、その当局によって保有されておらず、かつ、その領域的管轄内にある者によって保有され、又は管理されていない情報については、それを提供する義務を負わない。

第四条　対象となる租税

この章の規定は、締約者又はその地方政府若しくは地方公共団体のために課される全ての種類の租税について適用する。

第五条　要請に基づく情報の交換

1　被要請者の権限のある当局は、第二条に定める目的のため、要請に応じて情報を提供する。当該情報は、調査の対象となる行為が被要請者の領域的管轄内において行われたとした場合にその法令の下において犯罪を構成するか否かを考慮することなく提供される。

2　被要請者は、その権限のある当局が保有する情報が情報提供の要請に応ずるために十分でない場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を要請者に提供するために必要な全ての関連する情報収集のための措置をとる。